

平成30年2月7日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所**実務対応報告公開草案第54号
「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に対する意見**

拝啓 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成29年12月7日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問 1

本公開草案では、実務対応報告第34号の適用時期を変更することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意しません。

本公開草案において、現時点では、日本銀行により10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られていることから、いずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられることを根拠に、実務対応報告第34号の当面の取扱いを継続することとしています（公開草案第11項）。

この点、テーマとしては重要と考えられる、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、結論を導くべきと考えます。

(理由)

利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、検討を保留し、いずれも認めることの実務対応を無期限に延長することは、高品質な会計処理を確保する観点から適切な対応ではないのではないかと考えます。

例え重要な影響を及ぼさないとしても、両方法の妥当性に関する結論を保留することは、退職給付債務の計算プロセスの適正性に疑念や悪影響を与える要因になりえるものであり、妥当な結論ではないと考えます。

第374回企業会計基準委員会における公表議決において、渡部仁委員から示された反対意見に同意し、10年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られる現状状況下においても、「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」に限定すべきと考えます。

質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

特になし。

以上